

委員 長 報 告 書

さる平成 27 年 6 月 25 日の本会議において、本委員会に付託された、
請願第 1 号 マイナンバー制度実施を延期し、廃止することを求める意見
書提出を求める請願について

請願第 2 号 「平和安全法制整備法」、「国際平和支援法」案に関する意
見書提出を求める請願について

を審査するため、6 月 26 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも
賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告し
ます。

記

請願第 1 号の主旨は、マイナンバー制度は、政府による国民の監視・管
理が強められ、資産調査による税徴収強化や社会保障給付の削減につな
がるなど、国民に更なる負担を強いるための道具となり、また、マイナンバ
ーを扱う業者に対しては、個人情報保護の理由により、厳格な管理体制を
強要し、漏れた場合の罰則を強化するなど、小規模業者にとっては大きな
負担となり、経営にも大打撃となることから、政府に対し、マイナンバー
制度実施を延期し、廃止をすることを求める意見書の提出を求めるもので
ある。

委員から、当局に対し、市では非常勤職員や扶養家族を含め 1,000 人以
上のマイナンバーの管理が必要となるが、マイナンバーを管理するための
パソコンソフト等の導入などの費用はどのくらいか とのただしがあり、
現在いろいろなセキュリティ対策の製品などについて精査しているところ
であるが、概算で 5 年で最大 500 万円まではいかないと見込んでいる と
の答弁がありました。

現在は税金、社会保障、災害対策の3分野での利用とのことであるが、銀行預金や特定健診などの情報の追加も審議されており、今後、情報が増加するほど意図的に盗もうとする可能性が高くなると思われるが、市ではどのような対策を考えているかとのただしがあり、国税は税務署、児童手当などは市役所、年金は年金事務所というように各情報はそれぞれ各機関に分散して管理され、各機関間で情報を交換する場合は、マイナンバーではなく機関ごとに異なるコードを用いるため、1箇所でも万が一漏洩したとしても、他の機関との間では遮断されるので、個人情報を守る式には抜き出せない仕組みになっている。更に市では、これらデータを管理する基幹システムはインターネットには一切接続せず、基幹システムでのみ管理することになっているとの答弁がありました。

紹介議員に対し、運用開始まであと半年になった今、どうしてこの請願となったかとのただしがあり、国民に対し周知徹底がされておらず、万が一漏洩した場合に備えて保険を掛けなければならないが、中小企業などは賠償はおろか保険を掛けることもできないなど負担が大きく、準備が遅れている。とりあえず一旦停止させて実施を遅らせることが先決であり、根本的には廃止するしかないということであるとの答弁がありました。

当局に対し、導入にあたり職員への教育、研修はどのようにされるかとのただしがあり、全職員に対する研修は昨年度から既に行っており、本年度も7月に全職員を対象に行う。セキュリティに関しては、標的型攻撃メールを偽装した訓練の実施も検討しているとの答弁がありました。

行政側の業務メリットとしてはどのようなものがあるかとのただしがあり、最大のメリットは、ネットワークによる他市との情報交換が可能となる。また、ドメスティックバイオレンスやストーカー被害の対応を要する者のデータは、自動応答しない防止装置が盛り込まれていることなどがあげられるとの答弁がありました。

討論に入り、採択することに反対の立場から、請願主旨では、「税徴収強化や社会保障給付の削減につながる恐れがある」と書かれているが、マイナンバー導入により、所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすく

なることで、給付や課税の二重加算などの間違い、所得隠しや氏名変更によるごまかしなどが不可能となり、脱税や不正受給が減り、本当に困っている方に対するきめ細やかな支援が行えるようになる。このことにより公平で公正な社会の実現になるのではないかと考える。また、行政手続きの簡素化により国民の負担が軽減され、利便性が向上し、行政事務においても効率化が進むことが期待される。まだまだ国民への周知徹底がされていない部分もあり、実施を延期することに対しては賛成であるが、国民への説明責任を果たしながらも制度導入はしてもらいたいという考えから本請願を採択することに反対する との討論がありました。

採択することに賛成の立場から、住所を異動する人にはメリットがあるが、一生のうちで異動することがそれほどあるわけではなく、社会保障や税のことで、全ての情報を把握されるというデメリットの方が多い。中小企業においては、新たな負担と情報漏洩の危険も生じる。3月から5月にかけて行われた3,495社を対象とした調査では、マイナンバー対応に取り組んでいる企業が3%、何をすべきかわからないと、何も着手していないとを合わせると69%となっており、来年に向けての準備が遅れていると考えられることから、制度実施を延期し、将来的には廃止することを求めるとした本請願を採択することに賛成する との討論がありました。

請願第2号の主旨は、自衛隊員の武器使用については、「自己防衛」から大きく拡大され、また、自衛隊の任務の危険性が格段に高まり、戦死者が出ることを避けられなくなる。自衛隊が行う諸外国の軍隊等に対する支援において、弾薬の提供や戦闘行動のために発進準備している航空機への給油なども可能にする。このような法案は戦争立法と言っても過言ではないことから、政府に対し、「平和安全法制整備法」案、「国際平和支援法」案の廃案を求める意見書の提出を求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、国会審議が進む中で、弁護士会や憲法学者から廃案を求める声明がたくさん出されているが、これら法案の一番の問題点はどこにあると考えているか とのただしがあり、憲法第9条や前文

から逸脱しているということであると考え、との答弁がありました。

請願主旨の中に、「自衛隊の任務の危険性が格段に高まり、戦死者が出ることは避けられない」とあるが、その根拠となる法案文はどの部分かとのただしがあり、「後方支援」という部分で、弾薬の補給、給油をする部隊が後方支援であり、相手国にとっては、それら補給を断てば戦力が無くなるわけで、後方支援が一番危険であり戦死者が出る可能性が高いということであるとの答弁がありました。

後方支援は戦闘地域では行われたいというのが原則で、その面では自衛隊の安全が確保されていると思われるがどうかとのただしがあり、政府は、後方支援中に攻撃され戦闘が起これば引き上げさせるというが、そこでは抗戦せざるを得ないことになり、そこが戦闘地域になってしまうということであるとの答弁がありました。

国際平和支援法において、物品の提供には武器の提供は含まないと明記されており、また、自衛隊の出動を許可するには、国連決議、国会の例外無き事前承認を必要としていることから、自衛隊の安全性は確保されていると思われるがいかかとのただしがあり、これまでアメリカが起こした過去の戦争に対し、日本政府が疑問を投げかけたり、協力できないと判断したことがなく、イラク戦争のように、核兵器の存在について誤った認識による間違った戦争であったことが明らかとなっても手遅れである。今後もアメリカが行うことに全て賛同していくと、とんでもないことになるとの答弁がありました。

討論に入り、採択することに反対の立場から、今、日本を含む世界の安全保障は大変な緊張状態にある。日本を射程に入れる弾道ミサイル、核兵器、国際テロ、そしてサイバーテロなど、今や脅威は容易に国境を越えてやってくる。こうした中、国と国民を守るためには、どのような状況においても対応できる隙間のない安全保障体制を構築する必要がある。今回の法整備は、紛争を未然に防ぐ抑止力を強化するものであり、また一方で、国際社会の平和と安全に貢献するものである。国際平和支援法は、米国のための支援ではなく、世界の平和と安全のために活動している外国軍隊へ

の支援であり、国連決議による国際法上の正当性の確保、国会の例外無き事前承認、そして隊員の安全確保という自衛隊を海外に派遣するための三原則を定め、その発動には厳格な歯止めを掛けており、米国のためにどこまでも一緒に行くなどという批判は全く当たらない。今回の法整備は難解であることから、国民の理解を得るためには、政府及び国会に対して慎重な審議を尽くすよう求めることは大事であると考えるが、武力行使にかかる新三要件、自衛隊派遣にかかる三原則、また、PKO参加五原則を取り決め、二重三重の縛りを設けたこれら法案を支持する考えから、廃案を求めた本請願の採択に反対するとの討論がありました。

採択することに賛成の立場から、弁護士や憲法学者らが意見を表明しているように、違憲の疑いのある法案を今国会で成立させるということは、国際的に見ても自国の憲法を守れない国が国際法を守ることができるのか、と見られても不思議ではない。戦後70年となったが、我が国は戦争をしないということを宣言し、国際社会にも認められてきた。平和に貢献していくことが一番求められていると思うことから、これら法案の廃案を求めた本請願を採択することに賛成するとの討論がありました。